

山梨県公報

第二千七百七十一号

平成三十年

三月一日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………五三
- 道路の供用開始(四件)……………五三

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五四
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………五五
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五六
- 争議行為予告通知の受理……………五七
- 平成三十年度前期技能検定の実施……………五八
- 平成三十年度技能検定(随時実施する三級及び基礎級)の実施……………六一
- 開発行為に関する工事の完了について……………六四

教育委員会

- 山梨県指定有形文化財の指定……………六四
- 山梨県指定天然記念物の指定……………六四
- 山梨県指定天然記念物の指定解除……………六四

人事委員会

- 第九十一回(平成三十年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………六五

公安委員会

- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………六八
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………六八

告示

山梨県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

所身延道路課において、この告示の日から平成三十年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大野字柚ノ木一五三五番地 先から 南巨摩郡身延町大野字柚ノ木一五三一番六 地先まで	一三・二 四五・六	一五・五 七一・六		四八・九

山梨県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市桜井町字久保田六四一番 一地先から 甲府市桜井町字久保田六四〇番 二地先まで	三九・〇	平成三十年 三月二日

山梨県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府葎崎線	甲府市椋井町字久保田六二二番一地从先から 甲府市横根町字山之腰五六五番 三地从先まで		九六・五	平成三十年 三月二日

山梨県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町等々力字蛇池一六 三二番一地从先から 甲州市勝沼町等々力字原一四五 〇番一地从先まで		七六・〇	平成三十年 三月二十二日

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町休息字東大門一五 二四番二地从先から 甲州市勝沼町休息字字安一三三 一第一地从先まで		一二六・〇	平成三十年 三月二十二日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フアボール山梨
 - 2 代表者の氏名 野澤奈加子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市緑が丘二丁目十二一六
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障がい児・者に対して、権利擁護及び福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年二月二十二日から同年三月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人こうりゅう会
 - 2 代表者の氏名 石原竜裕
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市富竹新田千五百七十九番地七
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、山梨県内を中心に生活する人々に対して、スポーツチームの運営や子ども達に対するスポーツ教室等に関する事業を行う。また、スポーツを通じた心身の育成及び相互理解と親善を深める事業を行う事により、

スポーツの振興および社会教育の推進と子ども達の健全育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年二月二十二日から同年三月二十二日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字榎寄三四九九から三五〇三まで、三五〇九	宇津木尙次、降矢武彦、降矢秀忠
上野原市西原字尾名手七三四一の一	原島岩吉、原嶋甲子男、古家清一
上野原市西原字中倉四九七一、四九七一の二	浅倉兼蔵、浅倉四郎兵エ、宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、中川安治郎、奈良秋蔵、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉彦
上野原市西原字大沢四九八八、四九八八の二	宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉藤
上野原市西原字大沢四九八九、四九八九の二、四九九六、四九九六の二、四九九九、五〇〇三	宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、横瀬新吉、横瀬嘉藤

上野原市西原字榎寄三四九八

浅倉繁蔵、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、原嶋甲子男、原島健悟、横瀬新吉、横瀬嘉藤

上野原市西原字榎寄三四九七

浅倉繁蔵、宇津木武平、宇津木忠昭、武原傳太郎、奈良大明、原嶋甲子男、原島健悟、横瀬新吉、横瀬嘉藤

上野原市西原字栗山三四八四

橋本亀吉、橋本勘右エ門、橋本清吉、橋本國太郎、橋本城太郎、橋本七五郎、橋本露三郎、船木角五郎、船木弥五右エ門、船木刃蔵

上野原市西原字高根沢四八一、字大沢五〇〇二の二

浅倉兼蔵、浅倉繁蔵、浅倉四郎兵エ、宇津木武平、宇津木忠昭、武原三郎兵エ、武原傳太郎、中川安治郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬喜彦、横瀬弥五兵エ

上野原市西原字久野毛四一三三、四一三三の二、字高根沢四八一四、四八一六

原嶋甲子男、原島健悟、原嶋千勝

上野原市西原字大沢五〇〇二の一

浅倉兼蔵、浅倉太一郎、浅倉四郎兵エ、武原傳太郎、中川安治郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉蔵

上野原市西原字沢入六〇一〇、六〇一〇の二

浅倉兼蔵、浅倉繁蔵、浅倉四郎兵エ、武原傳太郎、中川安

上野原市西原字中倉四九七二	治郎、奈良大明、降矢雄介、横瀬新吉、横瀬嘉藤
上野原市西原字糠小屋七二〇の一、字大沢四九九二の一、四九九二の二、四九九二の七、四九九四の一、五〇〇一の一、五〇〇一の二、五〇〇一の九	宇津木直三郎
上野原市西原字糠小屋七二〇の一、字大沢四九九二の一、四九九二の二、四九九二の七、四九九四の一、五〇〇一の一、五〇〇一の二、五〇〇一の九	宇津木美壽子
上野原市西原字大沢四九二の九	宇津木久雄
上野原市西原字美流沢六八一八の三、六八一八の四、六八一八の九	宇津木壮英
上野原市西原字大沢五〇〇〇の四	横瀬政子
上野原市西原字大沢四九九二の五	横瀬藏之進
上野原市西原字尾名手七三四〇の六	古屋博敏
上野原市西原字栗山三四八の一	降矢剛勇
上野原市西原字糠小屋七二〇の一の三	小林茂
上野原市西原字尾名手七三四〇の二	船木一
上野原市西原字大沢五〇〇一の七	武原栖光
上野原市西原字大沢四九九三の六	會津一

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年一月二十二日山梨県告示第七号
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博
 東京都千代田区二番町八番地八 外七者
- 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店
 山梨県中巨摩郡昭和町西条松ノ木三千百十四番一
- 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久 東京都千代田区二番町八番地八 外七者
変更後	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博 東京都千代田区二番町八番地八 外七者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久 東京都千代田区二番町八番地八 十五者	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博 東京都千代田区二番町八番地八 十五者

- 3 変更の年月日 平成二十九年三月一日外
届出年月日 平成三十年一月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月二日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長新藤秀樹から次のとおり争議行為を行う旨平成三十年二月二十日付けで通知があった。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件 次の要求事項に関する件

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義資金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対

3 長時間・二交替制勤務反対。夜勤交替制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現

二 日時 平成三十年三月十五日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター
甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所
甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所
南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 共立診療所
甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院
甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション
すずかけ
甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター
南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ
南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ
南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ
南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ
笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ
笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ
笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ
笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼぼ
北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション
甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ
甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ
甲斐市富竹新田四百一番地の四 居宅介護支援事業所やすらぎ
甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり
笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい
南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 共立診療所デイサービスふるさと
大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし
大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし
大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ
 甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから
 南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターもその
 甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ
 以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場
 概要 三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務
 の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を
 単独又は併用して行う。但し、救急患者及び重症患者のための保安要員については、
 必要に応じて配置する。

● 平成三十年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項
 の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
 平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（平成三十年四月一日から同
 年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲
 げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選
 択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	铸铁铸物铸造作业法	铸铁铸物铸造作业
金属热处理	一般热处理作业法	一般热处理作业
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 研削盤加工法 マシニン グセンター加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 数値 制御フライス盤作業 平面研 削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンター作業

放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作业法	構造物鉄工作业
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ 法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上 げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト 作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし

タイル張り	なし	なし	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工 法 アクリルゴム系塗膜防水 施工法 シーリング防水施工 法 FRP防水施工法	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーベット系床仕上げ施 工法 木質系床仕上げ施工 法 鋼製下地施工法 ボード仕 上げ施工法 化粧フィルム施 工法	熱絶縁施工	保温保冷施工法	サッシ施工	なし	貴金属装身具製 作	なし	表装	壁装施工法	塗装	建築塗装法 金属塗装法	フラワー装飾	なし
畳製作	なし	なし	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事 作業 アクリルゴム系塗膜防 水工事作業 シーリング防水 工事作業 FRP防水工事作 業	プラスチック系床仕上げ工事 作業 カーベット系床仕上げ 工事作業 木質系床仕上げ工 事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 化粧 フィルム工事作業	保温保冷工事作業	保温保冷工事作業	なし	なし	なし	壁装作業	壁装作業	建築塗装作業 金属塗装作業	建築塗装作業 金属塗装作業	なし	なし	

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目	園芸装飾	なし	なし	造園	なし	金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業	機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 研削盤加工法 マシニン グセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 平面 研削盤作業 マシニングセン タ作業	仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業	機械検査	なし	なし	電子機器組立て	なし	なし	建築大工	なし	なし	とび	なし	なし	左官	なし	なし	化学分析	なし	なし	塗装	金属塗装法	金属塗装作業	フラワー装飾	なし	なし
------	-----------	-----------	------	----	----	----	----	-------	----------	---------	------	---	--	-----	----------	-----------	------	----	----	---------	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	----	----	-------	--------	--------	----	----

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 平成三十年六月五日(火)から同年九月九日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 平成三十年五月二十九日(火)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	平成三十年七月十五日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	平成三十年八月十九日(日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器 組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	平成三十年八月二十六日(日)
1 一級及び二級 鑄造 放電加工 建築板金 仕上げ	平成三十年九月二日

電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施 工 塗装 フラワー装飾	日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

四 受検申請の手續

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し
 - (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
 - (2) 特別永住者証明書又は在留カード
 - (3) 健康保険被保険者証
 - (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
 - (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
 - (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万七千九百円
- (2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、平成三十年四月一日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき八千九百円
- (3) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中

等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。（4）において同じ。）（4）に掲げる者を除く。）

一の検定職種につき一千万九百円

（4）二級又は三級を受けようとする在校生であつて、平成三十年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）一の検定職種につき二千九百円

（二）学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 平成三十年四月四日（水）から同月十七日（火）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地 二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

（一）申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求めるときは、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十四分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

（二）申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成三十年八月三十一日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）、又は同年九月二十八日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

●平成三十年度技能検定（随時実施する三級及び基礎級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 実施職種等

1 実施職種 三級及び基礎級の検定職種のうち前期（平成三十年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。）、又は後期（同年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間をいう。）の期間に関わらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事 作業 ロータリー式さく井工 事作業
铸造	铸铁铸造作业法 非鉄金属 属铸物铸造作业法	铸铁铸造作业 铸物铸造作业 非鉄金属
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法 マシニングセンタ加工 法	普通旋盤作業 数値制御旋盤 作業 フライス盤作業 マシ ニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし

鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーベット系床仕上げ施工 工法 鋼製下地施工法 ボー ド仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーベット系床仕上げ 工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウエルポイント 施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作 業
工業包装	なし	なし

2 受検資格 1に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万七千九百円
- (二) 学科試験 三千百円

- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

- 5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年三月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四十七番の一の一部及び九百四十七番の四並びに字萩塚千四番の一部及び千七番の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田与志広

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成三十年三月一日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

有形文化財の部
 建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
天澤寺山門	一棟	三間一戸（梁間三間） 楼門、入母屋造、茅 葺型銅板葺	天澤寺	甲斐市亀沢二 六〇九番地	甲斐市亀沢二 六〇九番地

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
上窪遺跡 墓跡出土品 一括	五十四点	斎串（木製品）四十 二点、櫛（木製品） 二点、下駄（木製品） 二点、綿状繊維（織 維製品）一点、人骨 （歯）七点	中央市	中央市白井阿 原三〇一番地 一号	中央市白井阿 原三〇一番地 一号中央市教 育委員会
上中丸遺跡 埋納遺構出 土品一括	十一点	礫一点、注口土器一 点、黒曜石原石一 点、磨製石斧八点	富士吉田 市	富士吉田市下 吉田六丁目一 番一号	富士吉田市上 吉田二二八八 番地一号ふじ さんミュージ アム

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定天然記念物として指定する。

平成三十年三月一日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

史跡名勝天然記念物の部
 天然記念物

名称	所在地	所有者
身延の六老杉	南巨摩郡身延町身延四 一八〇番地一号（鷹取 山領分の尾根筋）	身延山久遠寺

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規

定により、次の山梨県指定天然記念物の指定を解除する。

平成三十年三月一日

山梨県教育委員会

教育長 守屋 守

史跡名勝天然記念物の部

天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者
白根町のカエデ	南アルプス市百々三 八七番地	清水 宏

人事委員会

● 第九十一回（平成三十年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第九十一回（平成三十年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成三十年三月一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等			
試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官A	男性	32名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	7名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官A	男性	昭和60年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成31年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成31年4月1日既卒者で、勤務可能な者は、平成30年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和60年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等
 (1) 試験案内配布開始日 平成30年3月15日(木)
 (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成30年3月15日(木)から平成30年4月13日(金)(土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成30年3月15日(木)から平成30年4月13日(金)(土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部 警務課	平成30年3月15日(木)から平成30年4月13日(金)まで	平成30年4月13日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
		平成30年3月15日(木)から平成30年4月6日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。【期間中常時受付】	
インターネット		平成30年3月15日(木)から平成30年4月6日(金)まで	平成30年4月6日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。【期間中常時受付】

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成30年5月13日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
		甲府市内 (詳細は、第1次試験合格者に通知する。)
第2次試験	平成30年5月26日(土) (集団面接)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
		山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
第3次試験	平成30年6月25日(月)～6月26日(火) のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
		県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 【試験時間】150分
	資格加算	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加算を行う(別掲1)。
第2次試験	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
	体力試験	20点	○公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸 20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび
	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施	論文試験	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】90分
		人物試験	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、適性検査を行う。
	第2次試験日に実施	人物試験	50点
	身体検査(2回目)	—	
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- (1) 論文試験は、第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験(適性検査)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 資格・技能(第1次試験で加点対象とされた武道・英語の資格等(別掲1))は除く。) 、スポーツ大会出場歴については、第3次試験の人物試験(個別面接)の際に加点要素とする。
- (4) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加算の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び

び第3次試験の合計得点の高い順にそれぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準		
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合		
第2次試験	体力試験(腕立伏臥腕屈伸を除く。)	①得点が配点の5割未満の場合		
		②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合		
		試験種目	基準	
		握力	男性	女性
		上体起こし(30秒間)	12回以上	5回以上
		長座体前屈	27cm以上	31cm以上
		反復横とび(20秒間)	31回以上	27回以上
		20mシャトルラン(往復持久走)	18回以上	10回以上
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上
		次の基準を満たさない場合		
試験種目	基準			
腕立伏臥腕屈伸	男性	女性		
	10回以上	4回以上		

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (5) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
 - ア 第3次試験・人物試験(個別面接)の得点の上位者
 - イ 第2次試験・人物試験(集団面接)の得点の上位者
 - ウ 第1次試験の合計得点の上位者
- 6 合格者の発表
- (1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成30年5月18日(金)
第2次試験合格者発表	平成30年6月8日(金)
最終合格者発表	平成30年7月20日(金)
 - (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

- 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約219,900円(平成30年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成30年度山梨県警察官A採用試験(第1回)案内」による。

別掲1 資格加給

(1) 加給の対象となる資格等

職種	区分	加給対象資格等
警察官A(男性) 警察官A(女性)	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC(公開テストに限る) 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上

(2) 加給の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加給対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加給する。

なお、加給対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加給しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加給対象資格等	確認書類(原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION又はCertificate
	TOEIC	Official Score Certificate又はOfficial Score Report(団体特別受験制度(Institutional Program)のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report又はTest Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A (男性)	警察官A (女性)
身体検査 (1回目) 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160cm以上であること。 47kg以上であること。 78cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150cm以上であること。 43kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査 (2回目) 視力 色覚 聴力 その他	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	職務遂行上支障がないこと。	
	正常であること。	
職務遂行に支障のない身体的状態であること。		

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号(エ)を次のように改める。

- (エ) タンDEM自転車(二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に運転者以外の者一人を乗車させて運転する場合

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三富士吉田警察署の部河口湖交番の項中「南都留郡富士河口湖町船津六七三の一五二」を「南都留郡富士河口湖町船津三六三二番地二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。